

資料一覧

- 【資料1－1】 官庁営繕部における木造化・内装等の木質化の実績
- 【資料1－2】 官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討について
- 【資料1－3】 「建築物等の利用に関する説明書作成例(木造編)」の取りまとめについて
- 【資料2－1】 国土交通大学校 専門課程「公共建築物木材利用推進研修」

- 【参考資料1】 公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約
- 【参考資料2】 令和7年度建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況
の取りまとめ【概要】 ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料3】 「建築物等の利用に関する説明書作成例(木造編)」 ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料4－1】 木造計画・設計基準 令和7年改定版 ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料4－2】 木造計画・設計基準の資料 令和7年改定版 ※出典は[こちら](#)

官庁営繕部における令和 6 年度の木造化・内装等の木質化の実績 ※注 1

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新営棟数	45	23	42
延べ面積 (m ²)	92,955	28,447	63,192
うち、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物 (棟) ※注 2	22	13	18
延べ面積 (m ²)	2,539	2,001	2,201
うち、木造化された公共建築物 (棟)	22	13	18
(木造化率)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
延べ面積 (m ²)	2,539	2,001	2,201
内装等が木質化された公共建築物 (棟)	28	15	19
うち、新築等 (棟) ※注 3	17	7	11
うち、模様替え (棟)	11	8	8
木材使用量 (m ³) ※注 4	1,000	504	496
うち国産材の使用量 (m ³)	635	363	365
(国産材率)	(63.5%)	(72.0%)	(73.6%)

注 1：官庁営繕費部所管予算のほか、各省庁からの支出委任予算による工事を含む。

注 2：国が整備する公共建築物（新築等）から、コストや技術の面で木造化が困難であるもののほか、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている施設を除いたもの。

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
・刑務所等の収容施設
・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
・危険物を貯蔵又は使用する施設等
・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

ただし、令和 3 年度末までに設計に着手しているもの又は基本計画等を公表しているものにあつては、以下を除いた低層の建築物。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
・刑務所等の収容施設
・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
・危険物を貯蔵又は使用する施設等
・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物。
・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注 3：木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注 4：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

また、木造化を図った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22 m³/m²で換算した換算値。

なお、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

○ 令和6年度に完成した事例



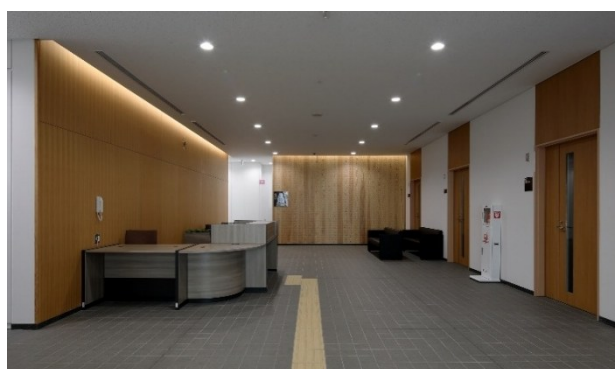
涸沼水鳥・湿地センター(茨城県茨城町)
展示施設(木造化)



那覇第2 地方合同庁舎3 号館(沖縄県那覇市)
パーゴラ(木造化)



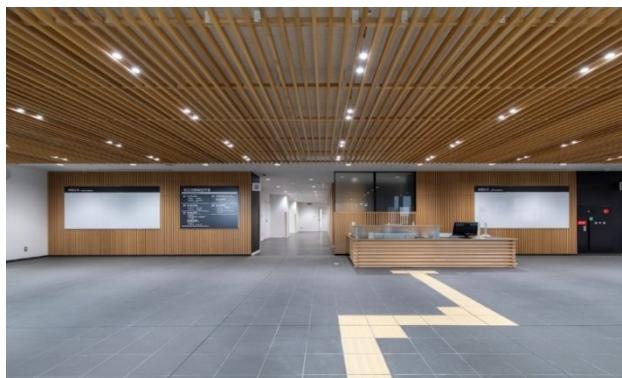
北九州航空基地(福岡県北九州市)
駐輪場(木造化)



徳島法務総合庁舎(徳島県徳島市)
庁舎(内装等の木質化)



温根湯合同森林事務所(北海道北見市)
庁舎(木造化)



松江法務総合庁舎(島根県松江市)
庁舎(内装等の木質化)

「木造ディテール参考図」（仮称）の作成に係る検討について（報告）

1. 検討の目的

標準的な官庁施設の木造化に適用可能なディテール（詳細図、仕様、実施設計にかかる特記事項等。意匠設計にかかるもの。）に関する資料（図面、仕様、留意事項等）を収集し、標準的な官庁施設整備への適用可能性を評価した上で、体系的にディテールを整理した「木造ディテール参考図」（仮称）を作成することにより、官庁施設の木造化の効率化と適切な整備水準の確保を図ることを目的とする。

2. 具体的な検討内容、検討体制

業務委託により、令和 6 年度及び令和 7 年度に以下の内容を実施した。

＜令和 6 年度＞

- ・既存の木造建築物の詳細図等を収集・整理し、官庁施設の適用可能性を検証。
- ・収集した詳細図等の検証を通じ、部位・要素ごとの留意事項を抽出。

＜令和 7 年度＞

- ・令和 6 年度に整理した基礎資料を元に、官庁施設の設計において活用可能となる各建築部位のディテールの参考図を作成。
- ・木造建築物の各部位における留意事項を体系的に整理するとともに、ディテール参考図の納まり・寸法等に反映。

なお、各年度において、以下の方法により有識者・関係団体等の意見を伺い、検討の上で参考図等に反映。

①官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討会

木造建築物に係る各分野（防耐火、木構造、施工、音環境等）を専門とする実務者により構成される検討会を開催し、収集事例の検証、参考図の作成方針の検討、作成した参考図の内容の検証等を実施。

②関係する有識者、団体等への意見照会等

上記①の他、設計実務者、国総研・建研の研究者、関係業界団体等との意見交換、ヒアリング、意見照会を実施。

3. 今後の予定

令和 8 年度においては、地方整備局等における図面審査時等の参考に資する資料として、「木造ディテール参考図」（仮称）として共有のうえ、HP においても公表する予定。なお、以降も、地方整備局等における整備実績等もふまえつつ、適宜内容のブラッシュアップを図る予定。

- ・設計者・施工者団体
- ・建材製造事業者団体
(防水材、断熱材、壁材、開口部、屋根材)



令和 8 年 6 月 1 日

大臣官房官庁営繕部

建築物等の利用に関する説明書の作成例について

～官庁施設の適正な保全を推進～

官庁施設の使用や保全等の基礎資料として完成時に作成する「建築物等の利用に関する説明書」について、これまでの整備実績等を参考に作成例を取りまとめました。

- 今回公表する作成例では、庁舎の基本的な使用方法や注意点等をまとめた説明書の「本編（RC造等の非木造）」、「木造編」と災害発生時等の非常時の使用方法等をまとめた「防災編」の3編を取りまとめています。
- 公共建築物において木造建築物等の整備が着実に進んでいることを踏まえ、「木造編」については、国及び地方公共団体で構成される全国営繕主管課長会議で取りまとめています。
- このほか、説明書を作成する際の構成、留意事項、記載内容等を示した「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」についても、作成例を踏まえた見直しを行っています。

【作成例の取りまとめで重点を置いた項目】

＜本編（RC造等の非木造）・木造編共通＞

- ・建築・設備の視点から多くの保全対象部位を盛り込み、様々な施設に適用できるよう内容を充実
- ・保全の周期や方法について、法的根拠や建築保全業務共通仕様書の対応箇所を明記するなど、作成者の負担軽減や管理者の効率的な保全に寄与

＜木造編＞

- ・木造特有の内容を区別し、非木造と共通する内容を本編と統一化することにより、今後整備事例の増加が見込まれる混構造の建築物にも対応

＜防災編＞

- ・非常時に使用する設備等の使用方法や点検方法等を、施設管理者で対応する観点から分かりやすく記載

詳細については参考資料「建築物等の利用に関する説明書の作成例について」もあわせてご覧ください。

「建築物等の利用に関する説明書」の作成例や手引きは、次の国土交通省ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html

【問合せ先】

本編、防災編について：大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 阿部、柏崎

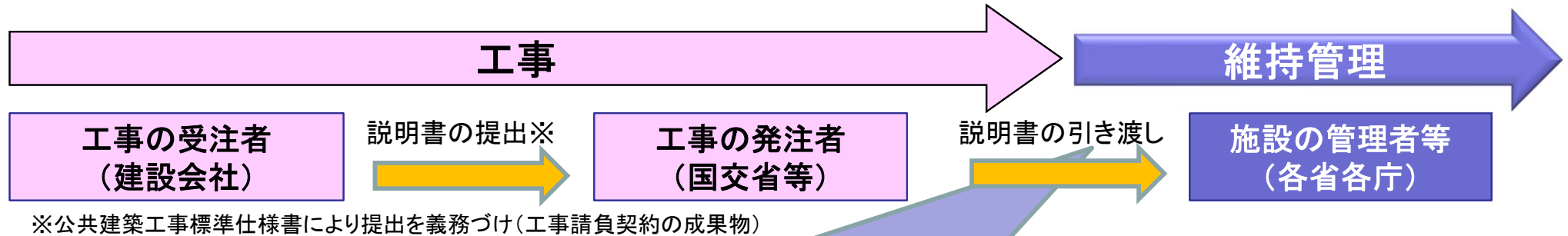
TEL：03-5253-8111（内線 23314、23318）、03-5253-8248（直通）

木造編について：大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室 下野、水瀬

TEL：03-5253-8111（内線 23663、23475）、03-5253-8949（直通）

【参考資料1】建築物等の利用に関する説明書の作成例について 国土交通省

- 官庁施設の保全等の基礎資料として完成時に作成する「建築物等の利用に関する説明書」の作成例として、これまでの整備実績等を参考に「本編」、「木造編」、「防災編」を取りまとめ。
- 「本編」と「木造編」では保全の方法を、「防災編」では非常時の使用方法等の項目に重点を置いて作成。



作成例の主な構成

【本編(非木造)・木造編】

- はじめに(目的・概要)
- 使用の手引き
 - 設計主旨
 - 施設概要
 - 使用条件
 - 使用方法
 - 将来の改修・修繕における留意事項

3. 保全の手引き※

- ・保全の方法※…参考資料2参照
- ・法定点検等整理表
- ・支障がない状態の確認項目等
- ・届出書類一覧表、官公署連絡先一覧表
- ・設計及び工事担当者一覧表、資材・機材一覧表 等

4. 保全計画

- ・中長期保全計画
- ・年度保全計画 等

5. 保全台帳

- ・点検及び確認記録
- ・修繕履歴 等

※取りまとめで重点を置いた項目

<本編・木造編共通>

- ・建築・設備の視点から多くの保全対象部位を盛り込み、様々な施設に適用できるよう内容を充実
- ・保全の周期や方法について、法的根拠や建築保全業務共通仕様書の対応箇所を明記するなど、作成者の負担軽減や管理者の効率的な保全に寄与

<木造編>

- ・木造特有の内容を区別し、非木造と共通する内容を統一化して混構造にも対応

【防災編】

- はじめに(目的・概要)
- 想定される災害等
- 非常時の使用方法※

4. ライフライン等設備の緊急点検実施方法と応急復旧の方法※

- ・ライフライン等設備図
- ・緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法
- ・業務継続計画のために考慮すべき事項 等

<防災編>

- ・非常時に使用する設備等の使用方法や点検方法等を、施設管理者で対応する観点から分かりやすく記載

【作成例（木造編） 3. 保全の手引きより抜粋】

2）保全の方法（作成例3-2）

保全対象項目 A-1	木造の構造耐力上主要な部材《木》 (外部木材露出部 含浸塗装の場合)	部門 ■建築 □電気 □機械
①管理上の注意事項 ・木材表面には、含浸塗装が施されており、木目を目立たせています。(構造耐力上主要な木材は杉) ・木材は、水分によって腐朽につながるため、日常点検時に確認が必要です。 ・構造耐力上主要な部材に腐朽が発生すると、建物の安全性に問題が生じるので注意が必要です。 ・干割れ部分から雨水や湿気等が浸入すると腐朽につながるため、注意が必要です。 ・屋外露出している躯体には、木材保護塗料の定期的な塗布を行うことが重要です※1、P15。含浸形の木材保護塗料は、1回目の再塗装を比較的短い期間で実施することにより、2回目以降の再塗装の周期を長くすることができます※1、P20。 ・建築物における木材の現し使用の手引き[改訂版]：(一社)木のいえ一番協会、2019」では、半透明・含浸型塗装の塗装周期を「竣工後2〜3年に最初の再塗装、以降4〜6年周期の再塗装」としています。※2、P9 ・木部への防腐・防蟻薬剤を現場での刷毛塗などとしている場合は、5年で効果が薄れるとされており、5年ごとの再処理が求められます※1、P16。 ※1（公財）日本住宅・木材技術センター中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫 ※2（公財）日本住宅・木材技術センター中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫 技術情報資料		
②定期点検等周期 □法定点検等周期 ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） □共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 ・第2編第2章2.4.1「構造体・基礎」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」(d)を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.4.1「構造体・基礎」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 ・変色、コケ → 専門業者に点検、補修等の依頼をしてください。 ・干割れ、変形 → 割れ部に雨水や湿気等が浸入すると腐朽につながるため、専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・蟻害、腐朽 → 早急に専門業者に点検、補修等の依頼をしてください。		
⑤関連図書等 ・完成図		
⑥清掃周期と清掃方法 ・適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。）		

2）保全の方法（作成例3-2）

保全対象項目 A-1	木造の構造耐力上主要な部材《木》 (外部木材露出部 含浸塗装の場合)	部門 ■建築 □電気 □機械
---------------	---------------------------------------	-------------------

■保全対象（写真）



外部木材露出部

外部木材露出部

木造編では木造特有の注意事項等を充実

様々な施設に対応できるように保全対象項目を充実させ、部門別に分類

■保全対象の場所（図面等）



1階平面図



北側立面

外部木材露出部

写真や図（平面や立面）で保全対象部位を分かりやすく説明

国土交通大学校「専門課程 公共建築物木材利用推進研修」

■経 緯

官庁営繕部では、平成 22 年の「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」制定以降、平成 23 年に木材利用推進室を設置し、公共建築物における木材利用を推進している。

また、木造公共建築物の整備にあたり必要となる、木造計画・設計基準、木造工事標準仕様書、木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項、木材利用の取組事例集などの基準類の整備を進めてきた。

今後、更なる木材利用の促進には、これらの成果の普及とともに、設計、発注等に係る今日的な課題について、公共建築物の整備を担当する者の理解が不可欠である。

このため、平成 27 年度より毎年一回国土交通大学校において「木材利用推進研修」を実施している（令和 7 年度より「公共建築物木材利用推進研修」）。

■期間・定員等

期間：令和 8 年 11 月 9 日（月）～ 11 月 13 日（金）5 日間（集合研修）

定員：35 名（国土交通省、他省庁、地方公共団体等の係長・同等クラス）

■概 要

国交大の研修では、「発注者である行政機関」が、公共建築物における木材の利用を推進するために必要となる総合的な専門知識の習得を目的とし、木造公共建築の整備に係る関係法令や基準類、企画・計画にあたって必要となる専門的・総合的な知識を習得するよう構成する。

研修名	専門課程 公共建築物木材利用推進【集合】（令和7年度～） （平成27～令和6年度：「木材利用推進」）					事務	技術
						○	○
目 的・ 重点事項	公共建築物における木材の利用を推進するために必要となる総合的な専門知識を修得させることを目的とする。 以下の点を重点項目とする。 ① 公共建築物の木材利用に関する最新の動向の把握 ② 公共建築物の木材利用にあたり必要となる関連法令や基準等に関する専門的な知識の修得 ③ 木造公共建築物の企画・計画にあたって必要となる専門的かつ総合的な知識の修得						
対象者	国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、町村又は独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者 ① 地方整備局等本局・事務所の係長又はこれらと同等の職にあると認められる者 ② ①と同程度の職にある者						
定員(人) ※目安	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計	
	16	5	11	3		35	
研修期間	27.5時間 5日間			令和8年 11月 9日（月）～ 令和8年 11月13日（金）			
カリキュラム内容 （予定時間）	1. 講義（18.5） ① 公共建築物における木材利用の推進、木材及び木質系材料の特性、木造における構造設計上のポイントや留意事項、建築基準法と防耐火設計、木造建築物の耐久性向上のポイント ② 木造公共建築物の材工分離発注、計画・設計段階からの木材調達方法、木造建築物の施工管理、木造設計事例、木造建築物に関する最近の動向、森林資源の循環利用 2. 課題研究（3.0） 3. 実地見学（4.5） 4. その他（1.5） 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス 計 27.5						
前年度からの 主な変更点	・研修開催時期の変更（9月→11月）						
担当 国交大・本省	国交大：計画管理部 建築科（TEL：042－321－7074） 本省：大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室						
備 考	テキスト代（予定）19,000円、移動交通費（予定）3,000円						

令和7年度 専門課程 公共建築物木材利用推進研修 カリキュラム表

教 科 目		講 師 (敬称略)	時間数	概 要
基本科目	公共建築物における木材利用の推進について	国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 下野 恵理子	1.0	木材利用促進法に関する内容、国土交通省の取組、昨今の公共木造建築物整備の動向等について、総論的な講義
	木材及び木質系材料の特性	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 青木 謙治	2.0	木材の基本的な知識や、公共建築物で木材を使用する場合の留意事項について
	木造における構造設計上のポイントや留意事項	東京大学 生産技術研究所 教授 腰原 幹雄	2.0	木造における構造設計上のポイントや留意事項について
	建築基準法と防火設計	桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇	2.0	建築基準法等関係法令の要点と木造建築物に求められる防火・耐火性能を満たす設計手法について
	木造建築物の耐久性向上のポイント	関東学院大学 名誉教授 中島 正夫	2.0	建築計画、細部設計、維持保全の観点での木造建築物の耐久性向上のポイントについて、事例による留意事項等について
	小 計		9.0	
専門科目	木造公共建築物の材工分離発注	鶴岡市教育委員会 管理課施設係 専門員 後藤 章子	1.5	鶴岡市における木造公共建築物の発注方法と事例紹介
	計画・設計段階からの木材調達方法	特定非営利活動法人 木の家だいすきの会 代表理事 鈴木 進	1.5	計画・設計の段階毎の木材調達調整方法の手順や調達体制について、事例による留意事項等について
	木造建築物の施工管理	(一社)日本CLT協会 企画・設計支援室 委員 MS木造建築研究所 代表 塩崎 征男	1.5	軸組工法、CLTパネル工法等の施工管理について、事例による留意事項等について
	木造設計事例	(株)手塚建築研究所 代表取締役 東京都市大学 教授 手塚 貴晴	1.5	木材を生かした設計事例の紹介による、設計又は施工する上での留意事項等について
	木造建築物に関する最近の動向	東京都市大学 名誉教授 大橋 好光	1.5	CLT・LVL等の取組を始め、規制緩和や技術開発に伴う昨今の状況について
	森林資源の循環利用	林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進グループ 木造公共建築物促進班 課長補佐 長谷川 学	1.5	森林の多面的機能、我が国の森林資源・林業・木材産業の状況、木材利用の意義等について
	小 計		9.0	
課題研究	木造建築物の企画・計画等	東京都市大学 名誉教授 大橋 好光 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 室長 徳尾 英介 課長補佐 下野 恵理子 木造企画係長 戸邊 堯暉	1.5	木造建築物の計画・企画段階、事業調達段階、保全段階等で留意すべき検討内容等について、研修生、外部講師と国の担当者による討議形式で行う講義
	自己紹介・業務紹介		1.5	木材利用に関する業務上の課題・悩み等の共有や討議を班毎に実施
	小 計		3.0	
	実地見学	・FLATS WOODS 木場 ・木材会館	4.5	木材を活用した建築物の事例について現地調査
小 計		4.5		
その他	入校式・修了式等		1.5	
	小 計		1.5	
合 計			27.0	

令和7年度 専門課程 公共建築物木材利用推進研修【集合】 時間割

使用教室 203教室

(敬称略)

月 ／ 日	曜 日	8:30 11:50 17:15 昼食 12:50													
9 ／ 29	月						13:30～ 入校式 オリエンテーション ガイダンス	14:45～15:40 【公共建築物における 木材利用の推進 について】 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 下野 恵理子	15:50～17:15 【自己紹介・業務紹介】 (班別討議)						
9 ／ 30	火	8:30～10:15 【木材及び木質系材料の特性】 東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 青木 謙治			10:25～11:50 【木造設計事例】 (株)手塚建築研究所 代表取締役 東京都市大学 教授 手塚 貴晴			自習	13:15～15:10 【木造における構造設計上の ポイントや留意事項】 東京大学 生産技術研究所 教授 腰原 幹雄			15:20～16:45 【森林資源の循環利用】 林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進グループ 木造公共建築物促進班 課長補佐 長谷川 学			自習
10 ／ 1	水	自習	8:50～10:15 【木造公共建築物の 材工分離発注】 鶴岡市教育委員会 管理課施設係 専門員 後藤 章子			10:25～11:50 【木造建築物の施工管理】 (一社)日本CLT協会 企画・設計支援室 委員 MS木造建築研究所 代表 塩崎 征男			自習	13:15～15:10 【木造建築物の 耐久性向上のポイント】 関東学院大学 名誉教授 中島 正夫			15:20～17:15 【建築基準法と防火設計】 桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇		
10 ／ 2	木	自習	9:25～10:50 【計画・設計段階からの 木材調達方法】 特定非営利活動法人 木の家だいすきの会 代表理事 鈴木 進			～11:15 全体討議 事前提出票 提出			【実地見学】 FLATS WOODS 木場／木材会館						
10 ／ 3	金	自習	8:50～10:15 【木造建築物に関する 最近の動向】 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光			10:25～11:50 【木造建築物の企画・計画等】 (全体討議) 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 室長 徳尾 英介 課長補佐 下野 恵理子 木造企画係長 戸邊 堯暉			自習	13:00～ 修了式					

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約

(趣旨)

- 第1条 公共建築物における木材の利用の促進について、学識経験者からの意見等を踏まえた効果的な政策の立案及び実施をするために、官庁営繕部に公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

- 第2条 懇談会の委員は、別紙の掲げる者とする。
2 懇談会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

- 第3条 懇談会には座長を置く。
2 懇談会の座長は、懇談会に属する委員の互選により選任する。

(懇談会の議事)

- 第4条 懇談会の議事は原則として非公開とする。
2 懇談会の議事概要については、懇談会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。
3 懇談会の会議資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。
4 前2項の規定にかかわらず、懇談会において特に必要があると認めた場合は、議事概要及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考人の出席)

- 第5条 懇談会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

- 第6条 懇談会委員及び参考人は、懇談会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第7条 懇談会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年3月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年7月8日から施行する。
- 3 この規約は、令和7年4月8日から施行する。

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 委員

内海 彩 株式会社 内海彩・長谷川龍友建築設計事務所 代表取締役
NPO 法人 Team Timberize 理事

大橋 好光 木を活かす建築推進協議会 代表理事

大村 和香子 京都大学 生存圏研究所 教授

河合 直人 工学院大学 名誉教授

腰原 幹雄 東京大学 生産技術研究所 教授

信太 洋行 東京都市大学 准教授

恒次 祐子 東京大学大学院 教授

林 立也 千葉大学大学院 教授

松山 賢 東京理科大学 教授